

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第百十八号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同項第百二十号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「金額」の下に「。ただし、新たに追加される建築物については、第百十八号金額の欄に定める額とする。」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行の日から施行する。